

審 議 結 果

次の審議会を下記のとおり開催した。

|          |   |
|----------|---|
| 審議会等の名称  | 令和3年度 第1回益田市文化財保護審議会  |
| 開催日時     | 令和3年10月13日（木）13時30分から15時30分まで   |
| 開催場所     | 益田市立図書館 視聴覚室  |
| 出席者      | 委 員 村上勇会長、西尾克己副会長、山崎一郎委員、<br>大森庸司委員、河田周委員、田代祐子委員、<br>藤原宏夫委員<br>教育委員会 高市教育長、山本文化財課長、外 文化財課職<br>員3名   |
| 議 題      | 【会議】<br>○報告事項<br>① 国庫補助事業市内遺跡発掘調査について<br>（1）農村地域防災減災事業に伴う山陰道内容確認調査<br>（2）個人住宅建設に伴う中世七尾城下町遺跡内容確認<br>調査<br>（3）史跡スクモ塚古墳内容確認調査<br>（4）益田広域消防本部庁舎建設に伴う試掘調査<br>② 三宅御土居跡整備活用事業について<br>③ 歴史を活かしたまちづくり調査研究・魅力発信事業に<br>ついて<br>④ 俣賀家文書の指定に向けた方向性について<br>○審議事項<br>① 文化財の寄託について<br>② 文化財の寄贈について |
| 公開・非公開の別 | 審議事項については非公開。<br>その他の項目については公開。   |
| 非公開の理由   | ・政策意思決定の過程にある内容については、専門的な見地<br>からの率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるため。<br>・会議を公開することにより、不確定な情報が確定したものと誤<br>解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。<br>以上の理由から、益田市行政情報公開条例第21条の2の規<br>定に基づき、非公開とする。  |
| 傍聴人の数    | 1人  |
| 審議経過     | 【会議】<br>○報告事項<br>各項目について、事務局から実施状況等を説明。<br>《委員からの主な意見》<br>①国庫補助事業市内遺跡発掘調査について   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>(1) 農村地域防災減災事業に伴う山陰道内容確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道があったかの確認のため、切図で赤道を調べておいた方が良い。地元で最後に修理したのはいつか、そういう情報があると良い。</li> </ul> <p>(2) 個人住宅建設に伴う中世七尾城下町遺跡内容確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中世の面がどのくらいの高さにあるか、小さな調査区だけではわかりにくい、部分的な事は押さえておかないといけない。</li> </ul> <p>(3) 史跡スクモ塚古墳内容確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くびれ部で墳形のことを考える上では大変重要な遺構が出たと思う。</li> </ul> <p>(4) 益田広域消防本部庁舎建設に伴う試掘調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見なし</li> </ul> <p>②三宅御土居跡整備活用事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モミ、ムクにについてはお寺の遺構にワイヤーを打ち込んで止めているが、今後も被害が及ばないように点検・確認をしていきたい。</li> </ul> <p>③歴史を活かしたまちづくり調査研究・魅力発信事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化遺産活用パートナーの具体的なイメージ、実施主体について。</li> </ul> <p>④俣賀家文書の指定に向けた方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内田家という記述がある以上、内田家文書についてしっかり説明できる資料をそろえて、内田家文書の可能性はあるのかなのか十分検討の上で指定にもって行ってほしい。</li> </ul> |
| 特記事項 |   |
| 問合せ先 | 教育部 文化財課 電話 (0856) 31-0623  |